平成２３年（フ）第２８８号
秋田市浜田字町ノ下18番地８
破産者　冨野　滿夫
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８９号
秋田市浜田字町ノ下18番地８
破産者　冨野るみ子
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７２７号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目１番18―203号
破産者　森本　雄一
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４４３号
神奈川県藤沢市亀井野3210番地の２　ジュネパレス藤沢203号
破産者　川合　信男
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６９号
新潟県長岡市北山４丁目39番地17
破産者　金澤　　悟
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１９１号
富山市呉羽町3030番地　ハイムヒラリアスＡ棟101号、前住所富山県射水市戸破5754番地
破産者　土ケ端製作所こと　土ケ端晴雄
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８１４号
静岡県焼津市惣右衛門553番地の２
破産者　土屋　　清
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０２号
静岡市清水区高橋６丁目５番24号
破産者　植原　康史
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９７号
静岡県伊豆市修善寺1343番地の１
破産者　平田　大典
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５６４号
静岡県沼津市東椎路859番地の３、破産手続開始時の住所静岡県沼津市原1104番地の１　カサグランデＡ101号
破産者　小森　敬公
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
愛知県刈谷市恩田町２丁目153番地２　市営恩田西住宅Ｄ棟205号、旧住所愛知県刈谷市広小路４丁目209番地１
破産者　矢島　明治
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４６０号
愛知県岡崎市西大友町字蓮花寺71番地１　エスポワール蓮花寺301、従前の住所愛知県岡崎市矢作町字西河原６番地　グローリアス岡崎606
破産者　佐藤　宏美（旧姓稲吉・本夛）
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
和歌山県新宮市佐野1030番地の５　メゾネット翠嶺Ｃ棟Ｒ号
破産者　木下　浩之
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第１１２号
山口県下関市稗田中町12番12号
破産者　岡本良之助
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
愛媛県新居浜市多喜浜５丁目６番21号、前住所愛媛県新居浜市垣生２丁目１番41号
破産者　伊藤　壽夫
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第３５６号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4280番地
破産者　後藤智美子
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２００３号
埼玉県新座市栄２丁目９番23号
破産者　奈良　忠志
１　決定年月日　平成23年12月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２１号
愛知県津島市牧野町字西出51番地
破産者　野村　　高
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２２７号
愛知県春日井市天神町１番地２　ライオンズガーデン勝川514号室
破産者　内田　良治
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部